

## 令和6年度第1号指定管理鳥獣捕獲等事業 調査業務（伊吹山） 業務説明書

### 業務概要

#### 1. 目的・目標

ニホンジカの生息数の増加や生息範囲の拡大に伴い、農林業被害に対しては有害捕獲等により対策が進められているが、一方で高標高域や奥山においては、捕獲条件が厳しく捕獲が困難なため、シカの滞留を招いている。同様に当該地域においても、シカ局所個体群の利用頻度および利用量が増大し、植生への影響が顕在化している。このため、捕獲困難地である高標高域や奥山において滞留するシカ局所個体群の利用状況、行動域等（以下、「利用形態等」という。）を把握し、より安全で、より効率的かつ効果的な捕獲または排除等を推進することが求められている。

本業務では、カメラ調査等を実施して当該地域におけるシカ局所個体群の利用形態等を把握し、当該地域における捕獲計画（捕獲時期・場所・手法等）を検討することを目的とする。また、併せて県が令和6年度に実施する試行捕獲業務による影響を分析・考察する。

#### 2. 実施場所

伊吹山周辺区域

#### 3. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

#### 4. 業務内容

##### （1）業務計画書の作成（※提案内容を反映すること）

受託者は、業務着手前に業務委託契約書および業務仕様書に基づいて業務計画書を委託者に提出すること。この場合、業務計画書には別に規定するものを除いて次の事項について記載すること。

なお、本業務説明書に受託者の提案内容を反映させたものを業務仕様書とする。

- ①業務工程表
- ②調査業務の手順（※提案内容を反映すること）
- ③安全管理（※提案内容を反映すること）
- ④緊急時の体制、連絡先および対応

##### （2）現地調査準備等

センサーカメラ等の資材準備、業務計画書等の周知資料の作成および関係機関への説明業務を含むものとする。

(3) センサーカメラによる調査

- ・伊吹山に滞留するニホンジカ局所個体群の利用形態等を把握するため、事業予定地範囲（別添図）にセンサーカメラ 30 台程度を設置すること。なお、設置箇所については委託者と協議の上、決定すること。
- ・センサーカメラは、契約からできる限り早期に設置し、山頂付近など降雪による影響が大きい地点については 11 月末まで（降雪状況によって期間の変更あり）、それ以外の地点では 2 月末まで設置すること。
- ・センサーカメラのデータ回収とともに、電池交換等の保守管理もあわせて行うこと。
- ・11 月末までの撮影結果を元に、当該地域におけるシカの利用形態等を分析すること。なお、12 月から 2 月末までの撮影結果は次年度以降の解析等に活用するため、委託者へ提出すること。
- ・本業務により撮影された画像からシカの撮影枚数、日時および雌雄の構成等を記録し、季節ごとのシカの分布集中域、シカ出現時間帯等を撮影頻度図やヒートマップ等に取りまとめ、分析すること。
- ・シカの生息密度の時系列的変化や人の利用状況（日時、人数、服装等）を分析し、取りまとめること。

(4) 捕獲業務等による影響の評価

県が令和 6 年度に実施する試行捕獲業務によるシカの利用形態等の変化を分析し、考察すること。

(5) 既往調査

- ・過年度調査報告書および統計資料等（出猟カレンダー調査データ、捕獲数および糞塊密度調査結果等）を整理すること。
- ・捕獲手法の検討に必要となる道路網、国定公園および保安林等や安全配慮等の検討に必要となる登山入山者数等の情報を整理すること。

(6) 伊吹山におけるニホンジカ捕獲計画の作成

科学的かつ計画的な個体群管理により効果的に捕獲を促進するため、上記(3)～(5)の結果から伊吹山におけるニホンジカ捕獲計画を作成すること。

なお、作成にあたっては委託者から提供する様式を用いること。

(7) 報告書作成等

受託者は、次の成果物を委託者に提出すること。

なお、地元関係者・関係機関との検討会議等（米原市役所等・1回程度）における、報告書に係る説明業務を含むものとする。

- ・報告書（事業実施計画書を含む）                      ファイル製本（A4版）                      2部
- ・報告書の電子データを収納した電子媒体（ファイル製本報告書に添付すること）1部

#### （8）打合せ協議

受託者は、委託者の指示する段階で打合せ協議を実施するとともに、業務履行中においても委託者と密接な連絡を取ること。また、その際の記録を業務打合簿に記録し、2部作成して委託者、受注者それぞれが押印し、同じものを保管すること。

なお、打合せは3回程度実施すること。

### 5. 関係法規の遵守およびそれらに関する手続き等

（1）受託者は、業務実施にあたり関係法規を遵守し、業務の円滑な進捗を心掛ける。

（2）受託者は、業務実施にあたり関係機関との連絡を保つとともに、それらの関係機関への届出等が必要な場合には、自らの責任と費用負担において、法令ならびに業務委託契約書の定めに基づき実施しなければならない。

（3）受託者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、あらかじめ監督員と協議し、その内容を記載した文書を委託者に提出しなければならない。

### 6. 管理技術者等

（1）受託者は、業務における管理技術者および照査技術者を定め、委託者に通知すること。

（2）管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理および統括を行うこと。

（3）照査技術者は、業務仕様書等に基づき、成果物が技術的に適正かつ正確に作成されているか審査すること。

### 7. 安全対策

（1）受託者は、調査業務実施期間中に人身事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為等を行わないよう、注意を払わなければならない。

（2）受託者は、調査員に対して事故の未然防止にかかる安全教育を行い、調査時に所定の腕章を装着させ、調査機材については必要な表示等を行わなければならない。また、必要

に応じて安全誘導員、案内看板等を配置し、地元住民および登山者の安全の確保に努めるものとする。

(3) 受託者は、調査時に登山等の入山者に対して、必要に応じて周知を行い、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めること。

(4) 受託者は、必要に応じて調査時に委託者（担当職員）の立ち会いを求めること。

(5) 受託者は、業務に先立ち事故発生時の連絡網を委託者に報告すること。

(6) 受託者は、現場調査を行う際には、豚熱ウイルス感染拡大の防止に努めること。

#### 8. 事故防止、その他報告

(1) 受託者は、業務実施中の事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

